

丁宝楨と黄河治水

——同治末直隸省東明県に於ける堵口築堤工事をめぐる政策決定過程——

細見和弘

はじめに

丁宝楨は、字は稚璜^{ちこう}といい、貴州省平遠州の出身。咸豊三年（1853）進士となり、庶吉士に選ばれた。湖南省の岳州・長沙で知府を務めたのち、同治二年（1863）山東按察使に赴任し、丁宝楨と山東社会との関わりが始まった。その翌年、省財政を司る布政使に遷っている。当時華北では捻軍が猖獗を極めていたが、丁宝楨は巡撫の閻敬銘と共にその鎮定に当たり、功績を挙げた。同治五年十一月閻敬銘が病気を理由に休暇を求めた際、暫く丁宝楨が巡撫職を署理（代行）したが、結局閻は翌年二月二十六日職を解かれ、その後任に就いた。その後丁宝楨は、光緒二年（1876）九月十一日四川総督に遷るまで、約十年間山東巡撫を務めた。¹⁾

黄河治水に関連して言えば、丁宝楨は准徐故道復原論者として夙によく知られている。²⁾しかしながら、これまでの先行研究では、丁宝楨が山東巡撫の地位にあって立案・実施した事業であっても、丁宝楨の主導性について十分に強調されることはなかった。近年、王文軒氏が「丁宝楨の治水業績」と題する論文を上梓し、丁宝楨が黄河治水に果たした積極的役割について論じ、研究史上等閑にされてきた視点を提起したのは、注目に値する。⁴⁾王氏の指摘するように、丁宝楨のリーダーシップは黄河治水政策史上重要な意義を有すると考えられる。

山東巡撫丁宝楨による黄河治水に関連して検討すべき研究対象は多岐に亘るが、本稿では、同治十二年（1873）閏六月直隸省東明県で民埝（民間人が建設した小型堤防）の決壊に起因して発生した大規模自然災害を組上に乗せ、丁宝楨の水害への取り組みについて政策決定過程を中心に検討してみたい。

第一節 同治十二年夏季に於ける黄河氾濫

（一）丁宝楨の初動

同治十二年六月上旬以来、黄河の流域では伏汎（夏季の洪水）が異常に漲り、直隸省東明県と開州で民埝が衝決した。決口から流れ出た漫水は、山東省の荷沢県や濮州に流れ込み、各地の堤埝は危険な状態に陥った。閏六月中旬以降も、黄河の水が大いに漲り、鄆城県の呉家廟から王家垓に至る100余里（1里は576メートル）の長堤が非常に危険な状態となり、当局による堤

埝補修工事が行われた。水勢は全て東南に向かい、侯家林大堤は重大な危険に晒された⁵⁾。丁宝楨は鄆城県内の工事に力を尽くし、九月初七日付の上奏文で、霜降（九月初三日）までに鄆城に於ける臨黄堤埝の搶護工事を終え、現状は安泰である、と被災地の状況を報告している⁶⁾。

ところで、丁宝楨は、十月初二日付の上奏文で、日に東趨する黄河の水が甚だしく氾濫し、民田の被害が広範で、運道は汲汲として危ぶむべき状態であるとして、来年の桃汛（桃の花が咲く時季の洪水）前後の完成を期し、曹州に臨黄大堤を建設すべきことを提議した。建設費は、同治十二年度漕糧の漕米について、その一半は通州の漕糧貯蔵庫に解送するが、残りの一半を時価に照らして銀両に換えたのち藩庫に送金することで充てるとともに、山東近隣諸省の「有著之款」の中から30万両を籌撥するよう求めた。また、天津に駐在する直隸総督李鴻章にとって大名は遠隔地にあることを考慮し、李鴻章とは咨文を通じて一体に対策を練るとした。これに対し、戸部は河南省の地丁銀5万両など五項目の税源を示し、30万両の工事費の要求に応えたものの、漕糧の一部折徴については認可しなかった⁸⁾。丁宝楨は、戸部の認可を部分的にししか得ることが出来なかった。

（二）李鴻章の姿勢

災害発生時に於ける李鴻章の言動は、その書簡を集成した『朋僚函稿』を通じて知ることが出来る⁹⁾。李鴻章は、河東河道總督の喬松年に宛てた七月初一日付の書簡で、山東省鄆城県で民埝が決壊し、黄河の水が南趨したこと、また東明県内でも黄河が漫決したとの報告を受けたことを伝えた。李鴻章の見方は、鄆城と曹州での堤防工事が最も緊急を要し、銅瓦廂から東明に至る区間はこれに次ぐとするもので、喬松年に対し各自の役割を分担し、それぞれの管轄である河南と直隸で大いに主事すべきとしていた¹⁰⁾。ところが、喬松年も、山東省の「動静は極めて重要である」とし、その現状を重く受け止めていたものの、李鴻章の見方に必ずしも同調したわけではなかったように思われる。喬松年による返信の詳しい内容は分からないが、李鴻章が災害の発生源である東明県の黄河問題を職掌とする立場にありながら、主体的に取り組もうとしない姿勢を或いは咎めたのではないかと推測される。というのも、李鴻章は、喬に宛てた同月三十日付書簡で、曹州と鄆城を最も喫緊としたのは、「言葉に思慮が足らず、軽率でした」と書き記しており、自分の非を認めているからである。ところで、同じ書簡の中で、李鴻章は自らの腹案を開示しているが、その内容は、直隸省大名府に属する長垣と開州については、それぞれ同治四年（1865）に築造した60余里の堤埝と古金堤¹¹⁾があり、共に寛厚であるので、当面は現存堤防の残缺箇所¹²⁾に補修工事を行うとの施策を提示するに止まっていた。また山東黄河の範囲については、山東巡撫丁宝楨と書簡を往復して意見交換を行ったが、丁宝楨が「鄆城・曹州は、全長二百数十里に及び、工事の規模が大きく、煩雑な費用が掛かるが、民力は拮据し、籌款が容易でない」と陳べたのに対し、山東司庫の存款が多いので、これを充てるよう促したとの趣旨の返信をしたことを喬に伝えた。李鴻章は、丁宝楨が「受け容れるかどうかは分からない」としながらも、「もし山東省が公的資金を使って加築するなら、鄙見は東明・長垣から蘭儀の西岸は、なお暫く緩めるべきである」と表白して、直隸省の東明と長垣の両県での黄河関連工事を暫時停止すべきとの考えを示している。このように李鴻章は、管轄に属する直隸省大名府内の対策に殆ど意欲を示さないのである。

李鴻章は、丁宝楨に宛てた七月三十日付書簡でも、ほぼ同様の考えを示している。すなわち、鄆城と鉅野の民埝は、「遠く官工の堅厚に如かず、真に心配であります」として、庫款（官費）を用いて培築することを促した。その費用は、山東省は、風聞に拠ると「司庫の存項が尚多い」のだから、山東省が負担すべきとした。蘭儀と東明の長堤についても、民力の窮乏する現状を理由に消極姿勢を示した。ただ東明県の岳辛莊¹³⁾については、河身に近く、民埝も卑薄であるので、漫決するのも怪しむに足りないとし、水害は山東に波及するので、方策を講じて挽救する必要があるとしている。この点については、喬松年宛て書簡とは異なる内容となっている。このように李鴻章は、当初自分の管轄である直隸省内で発生した災害であるにもかかわらず、その対策を講じるに際し極めて消極的な姿勢を見せたのである。

（三）丁宝楨と李鴻章の連携

一方、丁宝楨は東明の決口に関する独自の調査を行い、知見を得ていた。それを踏まえ、十一月初二日付書簡の中で、李鴻章に対し提案を行っている。それは、東明県石莊戸^{せきしょうこ}に於いて堵築工事を行い、以て下流の侯家林までの長堤接築に都合よくすべきであるとの進言であった。また、丁宝楨は、直隸省の窮乏する財政事情を汲んで、山東省が10万両程度の資金を提供し、労働力と資材も山東省の委員が督辦することを申し出た。丁宝楨によるこの提案は、財政問題を口実に消極姿勢をとる李鴻章を動かすのに充分であった¹⁴⁾。李鴻章は、石莊戸の対面の河心にある乾灘^{なか}（中州）が、堵口後河流が正河に帰した際障害になると指摘しているものの、丁の提案を受け容れない理由は無かった。李鴻章は、「聞くところでは、荷沢・濮州・東明は既に久しく水に浸かり、多くの逃亡者が未だ戻っておらず、民力も甚だ拮据している」という現状では、現地の民夫に労働力を頼るのは困難であると陳べ、まるで判で押したかのように、「直隸省の窮乏は天下に甲たるもの」と直隸の財政難を嘆いた。丁宝楨が申し出たように、山東省が10万両の資金を提供し、工事に必要な労働力と資材を山東側が受け持つことが実現されれば、直隸側の負担は軽減されるのである。それで、李鴻章は、同月十五日付の丁宝楨への返信の中で、丁の提案を受け容れ、山東省が石莊戸で決口の堵築工事を主導して実行することに合意した¹⁵⁾。

李鴻章との連携を図った丁宝楨は、こうして李鴻章の支持を取り付けることに成功した。丁宝楨は、問題の解決に向けて更に積極的に動き出した。

第二節 丁宝楨の堵口築提案をめぐって

（一）丁宝楨の堵口築提案

丁宝楨は李鴻章の合意を取り付けると、十一月十八日独自の堵口築提案を纏め^{まと}、上奏した。上奏文は先ず、工事を実行する必要があったのに、霜降（九月初三日）を過ぎ、漫水はなお「一片の汪洋^{おうよう}」という状態であり、未だ状況を確かめ処方する方策を定められない有様であると陳べ、直隸と山東との境界は、東明・開州・荷沢・濮州がまるで犬の歯の様に錯綜しており、本年漫決した場所は一つに止まらない現状であって、水勢は何処が最大であり、施策の効果を上げるには何処が最も重要であり、堵口すべき場所は山東に在るのかそれとも直隸に在るのか、という問題

について確実に検討する必要があると説いている。

続いて、最近数年間の黄河の状況に就いて触れ、同治十二年六月以降に発生した氾濫と山東省内の被災状況について陳べた後、堵築すべき口門として石荘戸と張家支門の二箇所を挙げ、それぞれの現状と其処で堵築工事を行った場合に期待される効果等について比較検討している。その結果、石荘戸の堵口工事を実施する方向が、施工しやすく裨益する所も大きいとの結論を導き出している。しかし、その場合、以下のような問題があるという。

黄河を防ぐ大局を図ることについて論じますと、なんとしても石荘戸を堵ぐ必要があります。そうすることで、下流に功を施すことが容易になり、裨う所が広大になることを願っております。ただ、石荘戸の缺口は東明県内に属しており、大河の東南に位置しておりますが、地畝の数が多くありませんので、堵口の利益を受けること甚だ少ないのであります。堵口しなくても被害は切実ではないのに、工事は繁く費用は重いので、群心は様子を窺うのが恒であります。そのうえ一県の民力は不足し、被災して後、生活は一層苦しくなっております。工事の実行は、いよいよ期し難いのであります。石荘戸の口門を処理しないと、山東省は水に浸かった民地が多く、運道の損壊がとりわけ甚だしい状態ですので、地勢を調査して堤防を置き、急いで張家支門を堵築して、自ら保衛の計を実行するのみであります。

このように、缺口が生じた石荘戸は直隸省東明県に属するが、東明の受けた被害はさほど大きくはなく、堵口工事を実施することによって東明に裨益するものは少ないにもかかわらず、工事に要する労力・費用の負担が重く、一県では到底準備できないというのである。一方、山東省の側からすると、石荘戸の缺口から流れ出した漫水は省内に流れ込み、その結果民地は水に浸かり、運道は損壊するなど甚大な被害をもたらしたのである。それ故、石荘戸の堵口工事をを行うことは不可欠であると認識されたのである。丁宝楨は、先の引用文に続いて、「直隸であるか、山東であるかに関わりなく、総じて一体に堵合を籌るべきである（無論是直是東。総当一体統籌堵合）」との方針を打ち出し、山東が省境を越えて直隸内の工事にも関与し、一体に工事を行うとした。工事費の見積りは、石荘戸に約30余万両、張家支門に約20余万両と見積もられた。後者については、「自ら籌款を行う」すなわち山東省が負担するとしている。

堵口策に続いて、丁宝楨は築堤策について建議しているが、その際堵築工事を行う場所を基準に上流と下流に分けて献策している。先ず、下流については、次のように三点に整理することが出来よう。

- (1) 張家支門を堵合すれば、鄆城と鉅野の漫水は自ずから涸れ、南路の残缺や旧堰は補修しなくてもよい。北面の灘地に長さ52里の新堤を建設する。
- (2) 昨年修築した民堰（117里）のうち32里について高さを加え厚さを培い、残りの85里は堰前の積水が消えるのをまつ。
- (3) 以前築堤の議の際に、王家垓まで建設されて中断していたが、現在秋が終わり水は涸れているので、王家垓より運河の十里堡に至るまで長さ64里の堤防を建設する。

これら新旧三つの堤防工事は全長148里に及び、場所は下流に位置するが、張家支門を堵築するか、或いは石荘戸を堵築するかに関わりなく、実施すべき工事であると丁宝楨は主張する。

上流の築堤策については、張家支門を堵築する場合と石荘戸を堵築する場合とに分けて献策している。

- (1) 張家支門を堵合する場合、安興墓あんこうぼから霍家橋かくかきょうまで普く南北大堤（全長53里）を建設する。安興墓の対岸より西に向かって建設して長堤と接続させ、直隸との境界まで完成させる（全長80余里）
- (2) 石荘戸を堵合する場合、この堤防工事を北面の灘地に移し、水の近辺に建設して山東省内の85里を守るに資す。直隸省の東明・開州に堤防を建設する議は定まり難いので、山東省の荷沢県内に30～40里の遙堤ようていを建設する。

これらの場合、堵口する場所こそ異なるが、それぞれ120～130里であり、下流の約150里と合計すると、270～280里に過ぎないが、安興墓から霍家橋までの53里余りは、たとえ石荘戸を堵合する場合でも省くことは出来ないとする。必要経費については、270～280里に及ぶ新堤建設費は110～120万両と見積もられ、これに張家支門及び石荘戸の堵築工事費として約30万両を加えた、合計140～150万両が必要とされた。このうち30万両は既に戸部の認可を得ていたため、これを差し引いた額（120万両程度）が不足することになるが、丁宝楨は「山東一省の力を以てしては、断じてこの巨款を調達するのは難しい」が、だからといって再度戸部に請撥を行うのも困難であるから、「十の一、二を節省する」ことで30～40万両の節減を図ろうとした¹⁷⁾。

ところで、これより以前、丁宝楨は、修墓のため本籍地の貴州省平遠に帰省することを奏請¹⁸⁾していた。この申し出は、既に十月初七日裁可されており、一年間の休暇が丁宝楨に与えられた。丁宝楨の休職期間中、巡撫職は漕運総督文彬ぶんひんが署理（代行）し、江蘇布政使恩錫おんしやくが漕運総督を署理することになった¹⁹⁾。十二月中旬、丁宝楨は処理すべき政務の籌議と具奏を終え、本籍地に帰郷するため出発した²⁰⁾。後事は文彬に託された。

（二）文彬の失政

署山東巡撫に就任した文彬は、十二月二十日東明県石荘戸へ実地調査に向かうため省城を出発した。二十七日東明県の司馬集しばしゅうに立ち寄ると、ちょうど前後して李鴻章の派遣した大順広道恩福、文彬の指令を受けた兗沂曹濟道成允せいいんと曹州府知府趙新ちようしん、そして丁宝楨が派遣した調査委員が集合してきて、荷沢・開州・東明各州県の委員と共に調査団が編成された。翌日、一行は船に乗って司馬集より東に向かい、20余里離れた石荘戸の缺口に到着した。目的地に着くや、文彬は実地調査を行い、その結果、現地には堤堰が存在せず、また、冬季になり水が涸れる時期であるのに、水位はなお兩岸と平衡を保っており、少しの増水に因り漫溢して河槽から水が溢れ出るおそれがあることが分かった。また、缺口を測量した結果、その幅は144丈、水深は1丈から1丈3～4尺に及んでおり、凌汛りようじん（冬季、河道の凍結に起因する洪水）に因る漫溢で、南岸は見渡す限りの積水であり、北岸は一面が泥沼に被われていた。こうした現状から判断して、文彬は石荘戸の堵口工事は困難と考えるようになった。

続いて文彬は、工事の日程について、同治十一年に侯家林で行われた堵築工事の前例を引き、次のように謂う。すなわち、当時90余丈に及ぶ口門のうち、水が通過していたのは50余丈に過ぎないが、正月初八日に着工し、二月二十四日に合龍するまで47日を要した。合龍した数日後に清明となり、洪水が到来したのに対し、(1)いま石荘戸の缺口は140余丈で、侯家林の三倍である。(2)資材の運搬には、陸運・海運共に泥沼に阻まれており難航し日時を要するうえ、土も入手するのが困難である。着工可能なのは一箇月後との見通しである。(3)更に合龍まで70～80日を要する。今年は二月十九日が清明であるから、洪水期を迎えてしまう。このように、文彬に拠ると、石荘戸の堵口工事を行う場合、日程上の問題も解決できないのである。

文彬は、張家支門の缺口についても、計画通り竣工できるかどうか見通しが立たないとし、その要因として、缺口は僅かに80余丈だが、石荘戸と同様に土の入手が困難であり、北面に引河を開削する必要があることを挙げている。そして、「たとえ合龍し、官堤と接築しても、全河の形勢について論じると、下流が収束して窄まれば、壅塞して災害となり、上流で横溢するのは必至で、堤防の内外は水になるのだから堤防が無いのと同じである²¹⁾」という。

このように現地を調査した文彬は、石荘戸で堵口工事を行うのは困難であり、工事を延期すべきであると考えに至った。正月初二日省城に戻った文彬は、「堵口築堤之挙」を柱とする丁宝楨の治河策を「日時が迫り、形勢も変化している」として取り下げ、工事を延期し、「暫く保衛を為すの計」を計画すべきとして、独自の代替案を提議するに至った。その具体策の大要は、以下のように整理することができる。

- (1) 趙王河^{ちやうおうが}より以北は、金堤の以南に長堤を修築する。これにより、濮州・范県^{はんけん}等の既に涸出の地を保守する。併せて直隸総督と連絡をとり、東明一帯の濮州と隣接している所は一律に接合させ、溢れ出た上流の水が堰内に流れ込むのを阻み、全堤の衝立となることを期す。
- (2) 南面に位置する荷沢・鉅野^{かじょう きんきやう きよざん}・嘉祥・金郷・魚山に於いて、居民に護荘堤堰を修築することを勧める。並びに荷沢県内の居民に対し、石荘戸下流の支流をふさぐ計画を勧める。各堰を築造するに当たり、津貼^{しんちやう}（手当）を支給して民力を動員する。
- (3) 趙王河より以南は、荷沢・鉅野・鄆城^{とうへい}・東平^{ぶんじやう}・汶上^{さいねい}・濟寧・嘉祥の等処で、近年洪水被害が最も重いので、以前からある民堰の残缺箇所のうち險要の地を選んで修築する。併せて趙王河の南岸から侯家林の北に月堤を建設する。これにより汶口を屏蔽^{へいへい}する口とし、中間の民田も耕種が可能となる。

文彬は、所要費用についても独自の代案を提示しようとしたが、丁宝楨が当初130万両と見積もられた官堤築造費を100万両前後に節減するとのし、文彬が打ち出すことができたのは、工事期間を通じ努めて出費を切り詰め、あらゆる全ての費用は山東省が計画を立て奏明した上で支出するといった原則論に止まっており、具体的な数字が挙げられたわけではなかった。戸部から認可された30万両については、各省に命じて漕運総督衙門に送銀させることにし、衙門はこれを別途留保して、江北に於ける対策費の支出に備えると提議した。この措置は、運堤の補修工事に充てることが念頭に置かれたものであろう。

以上のように、文彬は、丁宝楨の堵口築堤策を取り下げ、独自の代替案を纏めて上奏した。文

彬の代替案は一旦裁可され、正月十九日の上諭を経て、直隸総督李鴻章をはじめ、両江総督李宗羲²²⁾、江蘇巡撫張樹声²³⁾にもそのむねが通達された²⁴⁾。ところが、江北を管轄するこれらの督撫は、文彬の代替案に激しく反撥した。すなわち三月初二日、李宗羲と張樹声に署漕運総督を兼務する江蘇布政使恩錫²⁵⁾を加えた三官僚は連名で上奏し、黄河の工事は南北各省の全局に関わり、康熙年代以後資金を惜しまず大規模工事を行ってきたが、水害を防ぐ為には缺口を堵ぐことが最も重要であり、これまで上流の缺口を堵がずに下流を防範できたことはないとして、缺口の堵築工事の必要性を説いた。そして、侯家林以南の王老戸等所で黄河が決壊し、幸い大溜は依然東北に向かって流れていたものの、南流した水が江蘇省内に流れ込み、銅山・沛県²⁶⁾一帶の湖田²⁷⁾が少なからず水に浸かる被害が発生している現状に触れ、「江北に住む数十万の生霊は、鶴首して山東省が堵口するのを待っている」として、山東省による堵築工事の実施を要求した。そして、たとえ石荘戸の缺口への施工が困難であっても、先ず王老戸等の民堰の缺口を塞ぐよう奏請した²⁵⁾。

この上奏文は三月初九日の上諭を経て、文彬に転送された²⁶⁾。内容の検討を命じられた文彬の覆奏は六月に提出されたのであるが、それ迄の間、李宗羲は再度上奏して、「黄流が潰決する情形は、実に上流の漫溢に因る」とし、山東省が先ず其の衝に当たるよう要求した。これに対し清朝宮廷は、四月十三日上諭を下し、直隸と山東の省境における河工は緩むべきではないが、それを如何に適切に実行してゆくのが問題であるとし、直隸の李鴻章にも関与するよう求めた²⁷⁾。宮廷の意図は、事態の収拾に向けて、問題の解決を李鴻章による調整に委ねることにあつたと考えられる。

文彬による代替案に対する李鴻章の反応は、李が同朋との間で交わした書簡の中で明確に表されている。大名道恩福²⁸⁾に宛てた前年十一月十六日付書簡の中で、李鴻章は、「文質夫漕帥（漕運総督文彬）が数日の内に（署山東巡撫に）着任する予定ですが、稚帥（丁宝楨）が前に議を定めているので、きっと変更は無いはずです」と書き記し、文彬の着任後も、丁宝楨が纏め上げた方針に変更はないとの見通しを立てていた。文彬が実際に着任した時期は、李鴻章の予測より約一箇月遅れたのであるが、着任時期の遅れなどは、この際殆ど取るに足りない些細な問題であった。李鴻章にとって重大なのは、予測に反し、文彬が着任早々、自分に何の打診もなく既定の方針を変更したことであった。前述した如く、丁宝楨との意見交換を積み重ねた上で練り上げられたものだけに、こうした文彬の独断専行に李鴻章が強く反撥したのは当然であった。李宗羲に宛てた四月初二日付の返信の中で、李鴻章は、「山東省内の黄河について、もともと稚璜（丁宝楨）は堵口し築堤するよう請いましたが、極めて正当な処置であります。質夫（文彬）は前案を翻し、江蘇省に下流の防災を計るよう指令を請いましたのは、真に可笑しくて堪りません²⁹⁾」と表白しており、文彬への不信を隠そうとしていない。それから一箇月余り後、李宗羲に宛てた五月初十日付の返信でも、次に引用するように、文彬に対する李鴻章の怒りは収まっていなかった。

直隸省東明県石荘戸の決口は、稚帥（丁宝楨）が十万金を援助して堵築を始めることを許しました。ところが、質夫が接任し、以前の話しを急に変えました。山東省内の決口は非常に大きく、且つ多くの場所で発生しましたが、（質夫は）ただ之を上流の交界の一口に転嫁するだけです。これらの行径は直隸と山東が分担して行うに値しませんし、直隸はまだ任務を遂行するだけの力量も御座いません。それで寄諭に対する復命は、まだ考えておりません。

うすぐ伏況が到来しますので、稚翁が山東に戻るのを俟って再度議論すればよいだけです。³⁰⁾

このように、李鴻章は、覆奏を命じた宮廷の諭旨（四月十三日付）に対し、文彬の在職期間中は復命を保留し、丁宝楨の復職を待って再び議論するという姿勢をとった。李鴻章は、宮廷が期待したような調整役としての役割を果たそうとはせず、文彬の黙殺を決め込んだのである。

さて、三月初九日の諭旨に対し、文彬は六月覆奏を纏め、上奏した（日付は不明）。その中で文彬は、下流の水害を防ぐには上流の缺口を堵ぐ必要があるとする李宗羲の提議に対し、石荘戸の民埝の缺口は全て水中に淹没しており工事を実施するのは困難であると反論し、江北に於ける運堤の補修工事こそ重要であると主張した。文彬は、李宗羲等との妥協点を見出すのではなく、真正面から反論したのであり、こうした姿勢は、両者の間の対立を抜き差しならない状態に陥れた。とりわけ、文彬が次のように、銅瓦廂で決口し北流を始める以前の旧黄河、すなわち南流河道に復原すべきことをはっきりと明言したことは、文彬の政治的孤立を避けられないものにした。

思いまするに、黄河の水が北流し、銅瓦廂から平地に漫溢いたしますと、400余里で大清河に入ります。南流しましても、平地に漫溢して300余里で運河に入ります。黄河の水がまだ大清河に入らない以前、大清河は運河ほど広くありませんでした。いま若し運河の兩岸で堤埝を補修し、漫溢した水を旧黄河に通し、そうすることで海に入れられましたら、徐州や海州が水に浸かるような事態にはならず、保全する効果は甚大であります。未だ水に浸からないうちにこの策を図りますれば、なお尽力し得やすいですが、横溢した後でしたら、処置を執るのは難しいであります。³¹⁾

このように、文彬は、大清河は黄河の水を受け容れるには、運河ほど容量が大きくはないとし、運河兩岸の堤埝に補修工事を実行し、旧黄河に水を導き入れて、究極的に海洋へと流し出すべきであると主張している。此処で見られるような旧黄河の復原策は、かねてより文彬の持論であったが、この黄河河道の問題については、既に同治十二年二月初一日の諭旨に於いて同治帝による決裁がなされ、黄河北流策を採用することで解決済みであった。³²⁾かつて文彬と同じ立場を採っていた丁宝楨は、この時以後躊躇することなく持論を封印し、同治帝の聖断に遵ったのであるが、文彬の胸中では腹案が燻り続けていたのである。持論に固執した文彬の独自案は、この時点で決して誰からも賛同を得る情況には無かった。

丁宝楨の不在期に政策の変更を図った文彬の動きは、こうして失敗に終わった。文彬が山東巡撫を代行する間、政策決定過程は停滞を余儀なくされた。暗礁に乗り上げられた情況を打開すべく、李宗羲を中心とした動きがあった。李宗羲は、近日の黄河の情況について瀝陳し、山東省内の決口を堵築しなければ、江蘇省の徐州・海州・淮安・揚州の被害に対し手の施しようが無く、山東一省について言えば、南の曹州・濟寧が沢国と為り、北の齊河・利津一帯も危険で一刻の猶予もならないと説き、軍機大臣と六部九卿から成る廷臣會議を開催して協議するよう奏請した（日付は不明）。³³⁾九月初六日の上諭は、この奏摺を李鴻章に転送し、李鴻章・李宗羲・文彬・喬松年・錢鼎銘・恩錫に対し協議の上具奏するよう命じた。³⁴⁾しかしながら、廷臣會議を開催すべきとの進言は容れられなかった。

（三）丁宝楨の帰任

修墓のため休暇を取っていた丁宝楨は、十月二十三日帰任すると、石荘戸の決口を早急に堵築する必要を説く上奏文を提出した。上奏文の中で、先ず丁宝楨は、十一月初三日河務に熟悉する候補道潘駿文^{はんしゅんぶん}を伴い石荘戸に赴き、口門の上下を实地調査する予定であると陳べた。続いて、南北両岸に堤防を建設する費用を250～260万両、200丈の口門を堵築する費用を約100万両と見積もり、引河を挑する費用を含め総額400余万両が必要であるとし、戸部に対し150万両を迅速に山東に送金するよう指示してほしいと奏請した。³⁵⁾

丁宝楨の奏請を検討するよう諭令が下された戸工両部は、会議の結果、「石荘戸の決口は、東南両省の大局に関係しているので、速やかに修築を籌るべきである」としながらも、石荘戸の堵口費の一部を認可するに止まった。すなわち、昨年から繰り越した28万両を除いて、各省の地丁等から70万両を指定して工事費に充てると答申し、支出を抑制しようとした。しかし、両部の答申は却下され、十一月十四日、戸部に対し150万両の指撥を命じる上諭が下った。丁宝楨に対しても、迅速且つ適切な処置を命じた。³⁶⁾ 事業は実現へ向けて大きく前進した。

丁宝楨は上奏後直ぐ李鴻章に対し書簡を送り、李の意見を求めた。上奏文の写しも同封されていたと思われる。李鴻章は、十一月初五日丁宝楨に対し返信を書き、その翌日付で喬松年にも書簡を送っている。先ず前者では、丁宝楨の纏めた「代請協餉一疏」を読んで、酸鼻を催したこと、丁宝楨の病欠していた間も曹濟徐海一帯の大水害が終息していないこと等について触れた後、「東明県の石荘戸は、僅かに直隸の辺境の隅に隸属しているのみであります。わたしは年中天津に駐在しており、鞭は長くても届かない状態であります」と表白し、丁宝楨と交わされた従前の同意事項を確認しようとしている。李鴻章が石荘戸の堵口工事に消極的なことは、書簡の後段でも「雨亭・鶴儕・調甫の諸公は、皆書簡で弊所が執り行うよう要請いたしましたが、弟には兼顧する余裕がありません」と陳べており、その姿勢は一貫していた。工事については、早急に着工すべきと主張する丁宝楨に対し次のように答え、同意している。

いま尊意は、工事は決して停緩^{えんき}し難く、もし各処を調査し論議をするのを俟つとすれば、転瞬^{ちゆうしゆん}に仲春（陰暦2月）となり、勢い間に合わないというもので、わたしの意見と同じです。喬鶴翁は、書簡で、大溜は幅は数十里にわたり、決口は七、八箇所程度有り、みな汚泥ばかりで、20～30里外側も取るべき乾土は無く、堵築するのは殊に言うほど容易ではないといいますが、未だ畏れて（工事を）止めるべきではないのであります。³⁷⁾

李鴻章にしてみれば、丁宝楨がいうように、山東が工事を主導し、直隸は関与しないで済むのであれば、同意しない理由は無いのである。李鴻章は、十一月初六日付の喬松年宛て返信でも、「東明県の石荘戸は、遠く直隸省の辺境に在り、僅かに決口の一つであるだけです。鴻章は諸々の面倒な物事が集中しており、どうして兼顧できましょう」と、直隸省の辺境に位置する石荘戸の堵口工事を執り行うことに消極姿勢を示している。続いて、自分が文彬に書簡を送り、工事を主事するよう要請したところ、文彬からは「已むを得ず決口を堵ぎ堤防を築く策を計りました。見込みはありませんが、事の成否は山東省のやり方次第です」との返答を得たが、正しく文彬が「考えが揺れ動いて一つに決まらない間（質翁正游移莫決間）」に、³⁸⁾ 適たま丁宝楨が帰任し、「気前

よく引き受けてくれました（慨然独任）」と、丁宝楨の休暇中に混乱が発生したが、丁宝楨が帰任し、山東省が工事を実施すると明言したことを知らせ、喬松年も丁宝楨の纏めた奏牘を見てほしいと陳べている。上奏文中で、丁が150万両の協款を要請したことに對し、もし戸部が応じるなら、或いは更に資金が期待できるので、他所が再度会陳を行う必要はないとの見通しを示した。³⁸⁾

このように、丁宝楨は、自分の休暇中に生じた混乱を收拾することに努めた。その甲斐あって、纏れた糸は解かれ、情況は急速に好転したのである。

第三節 「買工」への転換

（一）丁宝楨の計画変更

出省した丁宝楨は、東昌・濮州を経て、直隸の開州・東明へ行き、司馬集で舟に乗り流れに順い下流の石莊戸に向かった。その決口箇所を視察した丁宝楨は、次に山東の荷沢に入り、十一月十六日県内賈莊^{かしょう}の工事現場で部議に関する朱批を受け取っている。丁宝楨が軍機大臣の字寄を通じ、十四日に下された論旨の内容を知ったのは、その翌日の十七日であった。当日丁宝楨はこの同じ場所に居たと見られる。

丁宝楨は石莊戸の口門を調査した結果、兩岸の寛さは約2里余り、水深を測ると2丈余りで、水が尽きる冬季でもなお溜勢は奔騰^{ほんとう}に属しており、北面の旧黄河は既に淤積により陸地と成り、全長20余里の二つの小溝が存在するだけである、とその現状を把握した。それで、その場合には大規模な引河工事が必要であるが、その工費がどれほどになるかは分からないため、丁宝楨は「再三詳細に検討したところ、着手しようがない」として、この場所での堵口工事を断念した。こうして丁宝楨は、計画の変更を余儀なくされた。丁宝楨が新たに提議したのは、堵築工事の実施箇所を石莊戸の10余里下流に位置する賈莊に変更し、賈莊に長堤を築造すること（「買工^{かこう}」）であった。以下は、十一月二十日付上奏文中で献策された計画変更案の大要を整理したものである。

- (1) 石莊戸の10余里ほど下流は、南が荷沢の賈莊、北が開州（直隸省）の藍口^{らんこう}である。此処に壩基を作り、旧黄河の微流に水を導き入れることで、引河に要する巨額の費用を省く。もし賈莊で正溜を堵合し、藍口より分溜し、旧黄河に引帰すれば、張家支門の王老戸から東南に下注する漫水は、全て流れを断つことができる。
- (2) 山東省内に於いて南北岸に普く長堤を建設する。山東省で南岸に一律に築堤すれば、現在被災の曹濟各属は均しく被害を免れ、下流の江南の地にも裨益がある。北岸に一律に築堤すれば、濮州・范県の涸出した地畝は保全される。金堤が北面の屏障^{おもに}となっており、喫重にならない。
- (3) 荷沢の上流は東明であり、濮州の上流は開州であるから、直隸と一体に築堤しなければならない。もし東明に堤防が無ければ、荷沢の堤防は無益である。もし開州に堤防が無ければ、濮州の堤防は無益である。

(4) 工事に要する費用は、以前、約450～460万両と見積もり、そのうち150万両の支出を要請した。現在、堵築すべき口門は300丈に及ばず、引河は全てを挑する必要が無くなったため、両工事で約80万両を節減でき、築堤費も再度見積もりを行った結果、約100万両を節減できる。それで、合計約180万両が省けるが、なお270～280万両が必要である。戸部から150万両が支撥されるが、それでもなお120～130万両が不足する³⁹⁾。

このように、丁宝楨が新たに練り上げた提議は、(1)賈荘の口門の堵築と対岸の藍口からの分流策、(2)山東省に於ける堤防の建設、(3)直隸省内に於ける堤防の建設、(4)工事費の不足分として見込まれる120～130万両の認可を求めること、の四点に亘り、以前と内容が一新されている。丁宝楨の献策は、十一月二十五日裁可され、直隸省内の堤防建設について李鴻章に対し速やかに実行するよう指令が出された。ただし、120万両に上る工事費の不足分について、丁宝楨の要請は斥けられ、山東布政使・塩運司・督糧道の各銀庫、及び臨清・東海両関により隨時融通するよう命じられ、山東省が負担することになった⁴⁰⁾。

(二) 李鴻章の修正案

丁宝楨が賈荘に堵築工事を実施する提案を示し、従来の計画を変更したのに対し、李鴻章は、十二月初一日付の返信の中で、「賈荘は河面が狭窄^{きょうさく}であり、堵口は自ずと此処から手を下すべきです」と陳べ、それを支持した。堵口の成功後に築堤を行う必要についても賛同し、既に大名道恩福に対し東明県内で40余里の堤防建設に向けて迅速に調査するよう指示したと伝えた⁴¹⁾。

ところが、問題はやはり財源である。李鴻章は返信の中で、丁宝楨の提議に沿って直隸省内に100余里の堤防を築いた場合、大体200万と見積もられる土方を工面するのに40～50万両の資金が必要となるが、数万金の酌撥が認められたとしても、巨額の不足が生じ、財政が苦しい直隸は、その埋め合わせを図ることができないと表白した。李鴻章は、築堤費を捻出するのが困難なのは、決して直隸だけの問題とは捉えておらず、山東が「既に巨款を請うたからには、部撥は極めて困難であります」と指摘しているように、既に巨額の資金を要請している山東が築堤費を求めたとしても、戸部からの供給が認可されるの極めて難しいとの見通しを示した。そして、直隸から再度願い出るのも都合が悪いうえ、開州と東明は民力が困窮しているため、堤防を建設する重責を担うことはできないとし、丁宝楨が提案する直隸省内の築堤策を実行することに難色を示した。李鴻章は丁宝楨に代案を提示したが、その内容は、北岸の堤防工事を延期し、翌年水勢が定まるのを俟ちあらためて練り直すか、或いは金堤の残缺箇所⁴²⁾に補修工事を行うかの選択であった。

李鴻章が計画の修正を求めたのに対し、丁宝楨は、開州の北岸で築堤工事を延期した場合、堤防は濮州と相接することが出来ず、「中空の一段」（堤防と堤防の間の空白）が生じ、洪水が其処から堤防の後ろ側に流れ出すのが必定であることを危惧した。これに対し、李鴻章は、自分が前に金堤の残缺を補修するよう提案した理由は、もともと金堤は張秋から開州まで貫通しており、その中間で途切れる場所は無いからであるとし、丁宝楨の懸念を払拭しようと努めた。次に李鴻章は、金堤が河道から遠く離れているため、堤防と河道に挟まれた民地の多くが水に浸かる問題を挙げ、在地の官民は皆、秋冬に麦の種を播けば、次の年に洪水が到来する前に収穫できるので、決して大損はしないと口を揃えていること、丁宝楨も修堤章程の中に同様の語を採り入れている

ことに疑問を投げ掛け、こうした考え方は、「縷堤を添築する」ことに繋がるが、縷堤は「河水が甚だ近くにまで迫り、適切でない」のであり、「愚民」はこの点を理解していないと主張する。三つ目に李鴻章が指摘するのは、来年北岸に洪水が到来した場合、新築されたばかりの北堤で対応できるのかという問題である。「前人の黄河治水は、堤防を築いて水を束ね、水を束ねて沙を攻めるのを上策としておりますが、所謂縷堤や遥堤は、皆数十数百年を経て長さを継ぎ足し高さを増して作り上げられ、そうしてはじめて水を束ねられるのであります」とし、新築の北堤では恐らく安全を確保するのは難しいとの見通しを示した。堤防が黄河治水の機能を充分に果たすには長期間に亘るメンテナンスが必要であると共に、搶險に当たっては、庁汎・兵夫・工料・巨款が穩固たる処置を行うための前提となり、「いま倉卒に速成の新堤を以て、奔騰する広大な激流に逼近させ、汎夫を専設して修防することなく、黄河の水を束ね沙を攻めるを欲するのは、恐らく上手くないかたがたでしょう」と李鴻章は陳べている⁴³⁾。

丁宝楨は計画の修正を求める李鴻章の提案を受け入れ、金堤を補修し暫時防護に資することになった。補修の具体策については、本年の水勢が安定するのをまち再び議論することになった。

おわりに

同治十二年直隸省東明県に於ける民埝の決壊に端を発した水害は、堤防の決壊が発生し堵築工事が必要な場所は直隸省内にあるにもかかわらず、主な被災地は隣接する山東省の民田や運道であり、更に遠方の江蘇省にも影響が及んだ。工事は一体誰が担い、巨額の工事費を一体誰がどの様に負担するのか。問題は、容易ではなかった。

直隸総督李鴻章は、災害の発生地が省行政の中心部より遙か僻地に存することから、当初より取り組みへの意欲に欠け、主に財政の窮迫を理由に消極的姿勢を示した。李とは対照的に、問題の解決に向けて積極的に関与したのは、山東巡撫丁宝楨であった。本稿では、丁宝楨が政策決定過程に於いて主導性を発揮した点について実証的に考察した。

丁宝楨は、直隸総督李鴻章と書簡を通じて意見交換を行い、政策を練り上げていった。書簡の中で表白された李鴻章の意向に耳を傾け、特に財政面での懸念を払拭することで、李鴻章の合意を取り付けることに成功した。私信の往復とはいえ、それは実質的な政策協議と見ることができ、丁宝楨が李鴻章との連携を成立・深化させる上で重要な意義を持っていた。

こうして丁宝楨は、李との合意を踏まえ堵口築堤策の立案を成し遂げた。その後丁宝楨は、修墓のため暫く行政の場から離れ、その間巡撫職を代行した文彬の失政により一時的な停滞を招いたものの、丁の復職後混乱は収拾し、戸部から工事費の認可も得ることができた。財政面の支援が確保できたことで、政策の実現に向けて大きく前進した。

ところが、丁宝楨は現地を視察した結果、東明県石莊戸で工事を実施することを断念し、山東省荷沢県賈莊に場所を変更せざるを得なかった。所謂「賈工」と呼ばれる堵口築堤工事は、光緒元年（1875）正月初一日開始され、三月初六日竣工した。その具体的経緯については、別稿にて検討する予定である。

註

- 1) 丁宝楨については、先ず『清史稿』列伝234に専伝があり、その論贊に於いて沈葆楨と並ぶ清廉な官僚と評価されている。また、『清史列伝』巻54に収められた専伝は、より詳細に丁宝楨の治績を纏めており、頗る有益である。
- 2) 岑仲勉『黄河変遷史』中華書局、2004年（1957年版の復刊）、619頁、等。淮徐故道とは、咸豊五年（1855）黄河が北流を始める以前の河道で、江蘇省徐州府・淮安府を通り、雲梯関に於いて海に入る。
- 3) 例えば、鄭肇経『中国水利史』商務印書館、1939年、92～95頁は、咸豊期以後の黄河治水の概況について紙幅を割いている（上海書店、1984年複印版を使用）。申丙『黄河通考』中華叢書編審委員会、1960年、118頁も、中国歴代の治河策を通観する中で論じている。水利部黄河水利委員会編写組『黄河水利史述要』水利電力出版社、1984年、355～358頁は、黄河河道の変遷後に推し進められた堤防建設の形成過程を跡づける中で触れている。
- 4) 王文軒「丁宝楨の治水業績」『貴州文史叢刊』1988年、第4期、57～61頁。王氏は、丁宝楨は西太后の寵臣安德海を処刑したことで知られるが、長期間に亘り地方官僚として水利上の貢献を果たしたことを知る人は少ないとして、丁宝楨が黄河治水に取り組んだ治績を挙げて論じている。私は、個々の事業を連関させる内的動態について把握する必要があると考え、政策過程を一次史料に基づき時系列的に整理する作業を進めている。
- 5) 武同挙撰『再続行水金鑑』巻101、河水、編年48、沈雲龍主編『中国水利要籍叢編第三集』文海出版社、1969～1971年刊、第8冊、2633～2634頁。なお鄆城県では、文武員弁・勇丁・民夫により昼夜を通じ七日間の搶護が行われた。工事には1万両を費やし、民夫への津貼（手当）や食費・材料費に充てられた。その内訳は、兗沂道庫から7,000両、布政使庫から3,000両であった。
- 6) 『再続行水金鑑』巻101、河水、編年48、第8冊、2636～2638頁。なおこの上奏文の中で、閏六月二十二日及び二十三日侯家林大堤が最も危険な状況にあったことが知られる。
- 7) 丁宝楨「堤工款鉅仍請截漕並撥款濟用摺」（同治十二年十月初二日）『丁文誠公奏稿』巻10、29～31頁。咨文とは、対等の官僚・官署間で往復される公文書をいう。
- 8) 『再続行水金鑑』巻101、河水、編年48、第8冊、2636頁。なお30万両の内訳は、河南地丁銀5万両、 stations 存剩銀5万両、江西地丁銀5万両、江蘇釐金銀5万両、両淮塩釐銀10万両であった。
- 9) 『李文忠公朋僚函稿』（全20巻）は、吳汝綸編『李文忠公全集』文海出版社、1984年印行、所収。李鴻章の書簡は、国家清史編纂委員会文献叢刊『李鴻章全集』安徽教育出版社、2008年にも収められている。後者は簡体字で印刷され、標点が付けれられていて、利用しやすい。これまで未公開の史料も収録されている。
- 10) 李鴻章「復喬鶴儕河帥」（同治十二年七月初一日）、『李鴻章全集』第30冊、信函（二）、555頁、史料番号 T12-07-001。『李文忠公朋僚函稿』巻13、17頁。喬松年は、字は鶴儕といい、山西省徐溝の出身。道光十五年（1835）進士となる。同治十年（1871）八月河東河道總督となり、光緒元年（1875）死去するまで務めた。『清史稿』列伝212に専伝がある。
- 11) 金堤とは、後漢時代の永平十三年（後70）王景が治河した時、黄河南岸に沿い長堤を修築し、河南省蔡陽県の東から千乗（今の山東省利津県に属する）の河口に至る。1855年銅瓦廂で決口し改道した後、此の場所は河道の北になり、「北金堤」と呼ばれるようになった。『黄河河防詞典』黄河水利出版社、91頁。
- 12) 李鴻章「復喬鶴儕河帥」（同治十二年七月三十日）『李鴻章全集』第30冊、信函（二）、565頁、史料番号 T12-07-023。『李文忠公朋僚函稿』巻13、19～20頁。
- 13) 李鴻章「復丁稚璜中丞」『李鴻章全集』第30冊、信函（二）、564～565頁、史料番号 T12-07-021。『李文忠公朋僚函稿』巻13、18～19頁。
- 14) 同じ書簡の中で、丁宝楨は、山東当局が石荘戸で行った実地調査の結果を伝えている。それに拠ると、石荘戸に於ける決口の寛さは140丈、中洪の深さは僅か8尺、近岸の深さは5～6尺に及び、下流の僅かに十分の四を分かつのみであった。李鴻章は、丁宝楨の書簡を通じてより精確で詳しい情報

を得ることができた。丁宝楨への返信の中で言うように、それまで李鴻章が得ていた情報源は、東明県による調査であったが、それは「いい加減に粉飾された」もので、僅かに「岳辛莊・石莊戸一帯の民埝が皆漫溢している」と称するのみであり、決口の大きさや深さといった基本的な数値すら明らかにしていなかったのである。李鴻章は、こうした為体を「殊に痛恨に堪えない」と嘆いている。

- 15) 李鴻章「復丁稚璜宮保」『李鴻章全集』第30冊，信函（二），617～618頁，史料番号 T12-11-011。『李文忠公朋僚函稿』卷13，25～26頁。
- 16) 『丁文誠公奏稿』卷10，34頁。原文は次の通り。「故就籌防黃大局而論。則必堵石莊戸。庶以下施功較易而所裨者甚廣。但該口係屬東明界。在大河東南。地畝為數無多。堵口之受益甚微。不堵亦被害非切。而工繁費重。群情觀望自係恒情。且一県之民力無多。被災之後益形拮据。更難期其必辦。……」
- 17) 丁宝楨「黃水漫注東境通盤籌畫摺」『丁文誠公奏稿』卷10，33～38頁。
- 18) 丁宝楨「請回籍修墓摺」『丁文誠公奏稿』卷10，21頁。
- 19) 中国第一歴史档案館編『咸豐同治兩朝上諭檔』廣西師範大学出版社，1998年，第23冊，223頁，史料番号839（以下，本史料は『同治朝上諭檔』と略記）。『穆宗毅皇帝實録』同治十二年十月壬午の条。文彬は，字は質夫しつふといい，滿洲まんしゅう正白旗人。咸豐二年（1852）進士となる。同治十二年（1873）正月より漕運總督を務める。『清史稿』列伝237，に專伝がある。
- 20) 『丁文誠公奏稿』卷10，46頁。
- 21) 『再続行水金鑑』卷112，河水49，第8冊，2649～52頁。
- 22) 李宗義は，字は雨亭うていといい，四川省開縣しせん かいけんの出身。道光二十七年（1847）に進士となる。曾國藩そうこくはん ぼくの幕僚の一人に列せられる。同治十二年正月兩江總督に就任し，翌年十二月病により退くまで務めた。『清史列伝』卷54，『清史稿』列伝213，に專伝がある。
- 23) 張樹声は，字は振軒しんけんといい，安徽省合肥あんき ほうひの出身（李鴻章と同郷）。実弟の樹珊じゅざん，樹屏じゅへいと共に淮軍の將領として戦績を上げた。『清史稿』列伝234，『清史列伝』卷54，に專伝がある。
- 24) 『穆宗毅皇帝實録』同治十三年正月癸亥の条。『同治朝上諭檔』第24冊，20頁，史料番号29。
- 25) 李宗義「黃水下注遵旨豫籌防範疏」『開縣李尚書政書』卷6，6～10頁。『再続行水金鑑』卷112，河水49，第8冊，2653～55頁。上奏文では，前漢時代の治水家賈讓による「治河三策」（紀元前7年）が引かれ，今日の治河の方策にも上中下の三策があるとす。すなわち，黃河北流の方針に立脚し，長堤の築造により河道を束ね，閘壩を設置して排水を図る施策が上策であり，長堤の築造に要する巨額の費用を捻出できない場合，現存する民堰を基礎に，その手薄な部分は厚くし，欠落箇所は補修するのを中策とする。そして，下策とされたのは，缺口を堵築せず，下流に防範させる施策である。此处で李宗義等は，明らかに文彬の代替案が下策に属すると主張しているのである。上奏文では，他にも，「淮徐の黃河は，遂に平らかな陸地と成りました。……これは天時の地勢であり，人力が挽回できる所のものでは御座いません」との指摘があり，黃河北流の立場が明確にされている。故道復原論の孤壘を守る文彬との対決姿勢は極めて鮮明である。賈讓の治河論については，岑仲勉『黃河變遷史』262～266頁，及び張含英『歷代治河方略探討』水利出版社，1982年，24～27頁，参照。班固（永田英正・梅原郁訳注）『漢書食貨・地理・溝洫志』平凡社，東洋文庫488，1988年，333～341頁，に邦訳がある。
- 26) 『同治朝上諭檔』第24冊，66頁，史料番号149。『穆宗毅皇帝實録』同治十三年三月辛亥の条。
- 27) 『同治朝上諭檔』第24冊，90頁，史料番号228。『穆宗毅皇帝實録』同治十三年四月乙酉の条。
- 28) 李鴻章「致大名道恩福」『李鴻章全集』第30冊，信函（二），619～620頁，T12-11-013。
- 29) 李鴻章「復李雨亭制軍」『李鴻章全集』第31冊，信函（三），32～33頁，T13-04-004。『李文忠公朋僚函稿』卷14，2頁。原文は次の通り。「一，東境黃河，稚璜原請堵口築堤，極是正辦。質夫乃大翻前案，請令江省籌防下游，殊堪噴飯。」
- 30) 李鴻章「復李雨亭制軍」『李鴻章全集』第31冊，信函（三），56～57頁，T13-05-018。『李文忠公朋僚函稿』卷14，9頁。原文は次の通り。「……直省東明石莊戸決口，稚帥允助十萬金興築。質夫接任，頓變前說。東境決口，尤大且多，乃徒諉之上游交界一口，此等行徑，不值分辨，直力亦未能任，是以

寄諭並未籌覆。伏汎胸至，俟稚翁回東再議可耳。」

- 31) 『再続行水金鑑』巻112，河水49，第8冊，2655～58頁。原文は次の通り。「……蓋黃水北行，由銅瓦廂平地漫溢四百余里，而入大清河。其南行也，亦平地漫溢三百余里，而入運河。當黃水未入大清河以前，大清河尚不如運河之寬廣。今若就運河兩岸，修補堤埝，使漫溢之水，得達旧黄河以入海。則徐海不致受淹，保全甚大。就其未淹而因之，尚易為力。若待橫溢之後，万難措手。」
- 32) 『同治朝上諭檔』第23冊，38頁，史料番号68。同治末に於ける黄河河道論争については，別稿にて考察する予定である。
- 33) 李宗義「瀝陳黃水情形請飭會議疏」『開縣李尚書政書』巻6，20～23頁。軍機大臣は，軍機處（清朝中央政府に於ける實質上の政務統一機関）の構成員で，数名から成る。六部は，吏部・戸部・礼部・兵部・刑部・工部の総称。九卿は，六部と並称された場合，都察院・五寺（大理寺・太常寺・太僕寺・光祿寺・鴻臚寺）・翰林院・国子監を一括して呼ぶ。植田捷雄他編『中国外交文書辞典（清末篇）』国書刊行会，1985年，27頁，31頁，130頁等，参照。
- 34) 『穆宗毅皇帝実録』同治十三年九月己巳の条。
- 35) 丁宝楨「勘辦石莊戸決口預籌工需摺」（同治十三年十月二十八日）『丁文誠公奏稿』巻10，46～50頁。
- 36) 『同治朝上諭檔』第24冊，355～356頁，史料番号984。『穆宗毅皇帝実録』同治十三年十一月癸丑冬至の条。
- 37) 李鴻章「復丁稚璜宮保」（同治十三年十一月初五日）『李鴻章全集』第31冊，信函（三），142頁，T13-11-010。『李文忠公朋僚函稿』巻14，32～33頁。原文は次の通り。「今尊意以工程万難停緩，若俟各処查議，轉瞬已屆仲春，其勢斷趕不及，正与拙見相同。喬鶴翁函称，大溜橫亘数十里，計口門七八処，左右皆是淤泥，似二三十里之外亦乾土可取。果爾則堵築殊未易言，然亦未可畏難而止也。……」なお李鴻章は，この丁宝楨宛書簡の中で，文彬について，昨年堵口の議を突然変更したが，「先日質帥（文彬）に下問いたしましたところ，時機を見計らい決口を堵いで堤防を築き，年を分けて処理すると答えました。……」と書き記すに止めている。丁宝楨の腹心であるだけに，文彬に対する論評はさすがに控え目にしているようである。
- 38) 李鴻章「復喬鶴儕河帥」（同治十三年十一月初六日）『李鴻章全集』第31冊，信函（三），143頁，T13-11-013。『李文忠公朋僚函稿』巻14，33～34頁。
- 39) 丁宝楨「擬在賈莊建壩普築長堤摺」『丁文誠公奏稿』巻11，1～6頁。1255～1266頁。『再続行水金鑑』巻102，河水，編年49。なお視察期間中の十一月十七日，実母の喪に服することになった兗沂曹濟道成允に代わり，潘駿文が起用され，現地調査の指揮をとることになった。国立故宫博物院院蔵『同治朝月摺檔』同治十三年十一月の中冊，149～150頁。
- 40) 『同治朝上諭檔』第24冊，380～381頁，史料番号1035。『穆宗毅皇帝実録』同治十三年十一月甲子の条。
- 41) 李鴻章「復丁稚璜宮保」（同治十三年十二月初一日夜），『李鴻章全集』第31冊，信函（三），154頁，T13-12-001。『李文忠公朋僚函稿』巻14，35～36頁。
- 42) 李鴻章「復丁稚璜宮保」（同治十三年十二月初一日夜），『李鴻章全集』第31冊，信函（三），154頁，T13-12-001。『李文忠公朋僚函稿』巻14，35～36頁。
- 43) 李鴻章「復丁稚璜宮保」（同治十三年十二月十六日），『李鴻章全集』第31冊，信函（三），162～163頁，T13-12-022。『李文忠公朋僚函稿』巻14，36～37頁。引用した箇所の原文は次の通り。「前人治河，以築堤束水，束水攻沙為上策。然所謂縷堤・遙堤，皆經數百年繼長增高而成，方能束水，又必臨時有斥汎兵夫・工料・巨款搶險，方冀穩固。今以倉卒急就之新堤，逼近奔騰浩瀚之激湍，又無專設汎夫修防，而欲其束水攻沙，恐無是事。……」なお「水を束ねて沙を攻す」は，明代の治水家潘季馴（1521-1595）が創造し，後世に極めて大きな影響を与えた治水理論として名高い。此処でも，その影響の一端を見ることが出来る。また，縷堤とは河岸に近接して建設される堤防であり，遙堤は河岸より一里から二～三里距てた場所に建設される堤防である。すなわち，縷堤は水防の第一線であり，遙堤はその第二線を形成している。谷光隆『明代河工史研究』同朋舎，1991年，373頁，に拠る。潘

季馴に関する近年の研究書として、賈征『潘季馴評伝』南京大学出版社，1996年。蔡泰彬『晚明黄河水患与潘季馴之治河』楽学書局，1998年。